



救急外来を受診される患者さんへ

# 2025年5月から、 初診の方にご負担いただく費用 の対象者が拡大されます

当院は救命救急センターとして、入院治療等が必要な重症・重篤な患者さんを優先して24時間体制で受入れています。

**2025年5月1日(木)**から、入院を必要としない患者さんが受診された場合に、診療費とは別に**初診時選定療養費(7,700円)**をご負担いただくこととなりました。

地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するため、皆様のご理解をお願い申し上げます。

当院では、以下に該当する場合、初診時選定療養費は請求いたしません

- 救急搬送された患者さん
- 救急受診後に入院が必要とされた患者さん
- 過去3ヶ月以内に受診のある患者さん(歯科・健診除く)
- 他医療機関からの紹介状を持参された患者さん
- 労災、公務災害、交通事故の患者さん
- 特定の障害、特定の疾病などにより、各種公費負担制度の対象となっている患者さん

※ 平成8年4月の健康保険法の改正により、200床以上の病院に「初診に関する保険外併用療養費制度」が設けられました。当院では以前より、時間内に受診の際、紹介状が無い患者さんについては、初診時選定療養費（医科7,700円／歯科5,500円）を既にご負担いただいております。

